

○草加市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月16日

条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(平29条例1・令3条例17・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (6) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (7) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

(令5条例24・令7条例3・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び

市長又は教育委員会が行う特定個人番号利用事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該利用特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報又は利用特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報又は当該利用特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(令5条例24・一部改正)

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平29条例1・令3条例17・一部改正)

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第4条第2項ただし書及び第3項ただし書の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成29年条例第1号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成30年条例第35号）

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第1号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年条例第17号）

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和5年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条に2号を加える改正規定及び第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

附 則（令和7年条例第3号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の項の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（令和7年規則第23号で令和7年6月16日から施行）

別表第1（第4条関係）

（平30条例35・令2条例1・令5条例24・令7条例3・一部改正）

機関	事務
1 削除	
2 市長	草加市再開発住宅設置及び管理条例（昭和63年条例第9号）による再開発住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
3 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号）によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	草加市在宅重度心身障害者手当支給条例（昭和55年条例第11号）

	による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	草加市こども医療費支給に関する条例（昭和48年条例第29号）によるこども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による就学が困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助（以下「就学援助」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和51年条例第9号）による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

（平29条例1・平30条例35・令2条例1・令5条例24・令7条例3・一部改正）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護措置関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第2	地方税法（昭和25年法律第226

	<p>83号) による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>号) その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>4 市長</p>	<p>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する情報(以下「公営住宅管理関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給若しくは地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報又は児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置若しくは費用の徴収に関する情報(以下「教育・保育給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの</p>

		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		草加市再開発住宅設置及び管理条例による再開発住宅の管理に関する情報（以下「再開発住宅管理関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費の支給に関する情報（以下「重度心身障害者医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
5 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯罪事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学・就職準

		備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
6	市長 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
7	教育委員会 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての	就学援助に関する情報（以下「就学援助関係情報」という。）であって

	援助に関する事務であって規則で定めるもの	規則で定めるもの
8 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの 重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの 重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
11 削除		
12 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの

		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		公営住宅管理関係情報であって規則で定めるもの
		教育・保育給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		再開発住宅管理関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
1 4	市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
1 5	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
1 6	市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
1 7	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
		児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの

		るもの
		公営住宅管理関係情報であって規則で定めるもの
		教育・保育給付等関係情報であって規則で定めるもの
		再開発住宅管理関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
1 8	市長	草加市再開発住宅設置及び管理条例による再開発住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
1 9	教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する
		就学援助関係情報であって規則で定めるもの

	る事務であって規則で定めるもの	
2 0 市長	市草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童手当関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの
2 1 市長	市草加市在宅重度心身障害者手当支給条例による在宅重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
2 2 市長	市草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例による重度心身障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの

		の
		障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
2 3	市長	市草加市子ども医療費支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭等の医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
--------	----	--------	--------

1 教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 地方税関係情報であって規則で定めるもの 外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの